

平成25年度事業計画書

平成25年4月 1日から
平成26年3月31日まで

公益財団法人
宮城県暴力団追放推進センター

平成25年度事業計画書

第1 事業方針

公益財団法人宮城県暴力団追放推進センター（以下「暴追センター」という。）は、宮城県内の地区及び職域暴力団排除組織の中核として、「暴力団のいない安全で住みよい宮城県」の実現をめざし、県警察の指導のもとに、仙台弁護士会民事介入暴力及び業務妨害対策委員会（以下「民暴委員会」という。）をはじめ関係機関・団体との連携のもとに実効ある暴力団排除諸活動を推進してきた。

近年、暴力団は、警察当局の根絶に向けた強力な取締りに加え、暴追センターを中心とした暴力団排除組織等による官民一体の暴力団排除対策の推進によって、社会からの孤立化が進んでいる。

しかしながら、その組織、勢力は依然として根強く、その凶暴性と組織力を背景に資金獲得手段も社会情勢や経済の変化に伴い、一層多様化、巧妙化させ、一般市民はもとより、企業や行政機関に触手を伸ばすなど、従来の「警察対暴力団」から「社会対暴力団」に変化し、社会全体から暴力団を排除しようという暴力団排除気運が高まっている。

このような情勢を踏まえて、平成25年度は暴力団の動向に対応した実効ある事業活動の推進をめざし、

- 暴追センター、県警察、民暴委員会との三者連携による民暴諸対策の推進
- 企業、行政機関、各種団体等に対する暴力団情勢等に関する情報の積極的な提供と支援
- 相談者に対する迅速、適切な相談活動の実施
- 企業や行政機関に対する不当要求行為を排除するための責任者講習の拡大
- 暴力団排除条例の広報啓発活動の推進
- 財政基盤の確立を図るため、新規賛助会員の獲得

等を重点事業とする。

第2 理事会及び評議員会の開催

暴追センターの重要議案を審議するため、6月上旬及び平成26年2月下旬にそれぞれ理事会・評議員会を開催する。

第3 事業計画及び推進要領

1 暴力団追放啓発事業

(1) 暴力団追放県民大会の開催

県民各層の暴力団排除意識の高揚を図るため、県警察との共催による「第23回暴力団追放宮城県民大会」を県内16地区の暴力団追放対策協議会及び22組織の職域暴力団追放対策協議会並びに協賛企業及び賛助会員の支援を受け、10月中旬に開催する。

(2) 広報啓発活動

ア ホームページ等による広報

ホームページや新聞等の広報媒体を利用し、暴追センターの事業活動や役割について

て情報配信を行い、県民に周知させる。

ホームページについては、その拡充を図り、行事予定や賛助会員専用ページ等の情報を定期的に更新するとともに、暴力団等反社会的勢力の実態を県民に周知させ、被害防止の啓発活動に活用するほか、事業計画(報告)書・収支予算(決算)書等を掲載し、暴追センターの情報公開に努める。

イ 各種メディアの活用

暴追センターの事業内容、特に暴力相談業務及び不当要求防止責任者講習等を広く県民に周知するため、広報ポスターの作成と新聞、市町村広報誌をはじめ、主要業界紙等各種広報媒体の活用を図る。

ウ 機関誌の発行

各地区暴追協、各職域暴対協をはじめ賛助会員、関係機関・団体等向けに、暴力団等反社会的勢力の実態や不当要求に対する具体的対応策、効果的な暴力団排除活動を掲載した機関誌「暴追みやぎ」を年3回、暴追センターの活動内容を紹介した広報誌「暴排みやぎ」を年1回、賛助会員向けの「暴排ニュース」を随時発行する。

オ 広報資料等の作成

効果的な暴力団排除活動を推進するため、全国暴力追放運動推進センターや各地区暴追協との連携を図り、パンフレットやポスター、カレンダー等の広報資料を作成・配布する。

2 組織活動支援事業

(1) 各地区暴追協への支援

県内16地区の暴追協との連携を密にして、暴力団員による地域住民の安全で平穏な生活を侵害する行為等に対する監視活動を支援するなど、一体的な活動推進に努める。

また、各地域における暴力団追放活動の支援対策として、支援金の交付、各種資料の提供を行う。

(2) 各職域暴対協への支援

県内22組織の職域暴追協に対して、各職域の特性に応じた支援に配慮し、暴力団排除講話の実施や各種資料の提供によって、暴力団等反社会的勢力による被害防止等を含む暴力団排除意識の普及高揚に努める。

3 相談事業

(1) 無料出張相談所の開設

暴追センター、県警察及び民暴委員会との連携により、県内数ヶ所で出張相談所を開設し、暴力団等からの不当要求等に悩んでいる県民の相談に応じ、必要な措置をとる。

(2) 常駐相談活動の推進

ア 不当要求等の暴力相談を受理し、事案に応じた指導、助言を的確に行い、問題解決を図る。

イ 各相談受理機関の窓口との連携を密にし、暴力団等反社会的勢力に関する相談受理について、積極的に指導、助言を行う。

ウ 相談の内容に応じて、所要の措置を講ずることができる各機関(県警察・民暴委員会)に引き継ぎ、速やかに問題解決に当たる。

(3) 民暴委員会とのより緊密な連携の推進

民暴委員会と緊密な連携を図り、弁護士からの指導、助言を受け、問題の早期解決に努める。

4 少年に対する暴力団の影響を排除する事業

- (1) 県警察と連携し、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第38条に規定された少年指導委員に対し、少年に対する暴力団の影響を排除するための研修会を開催する。
- (2) 少年の暴力団への加入を阻止するための諸活動を実施するほか、暴力団の影響を受け又は受ける恐れがある少年からの相談受理及び相談に対する助言を行う。

相談にあたっては、専門的な知識及び経験を持つ暴力追放相談委員が担当し、生活指導や助言を行い、必要により警察関係機関と連携して対応する。

5 暴力団離脱者支援対策事業

- (1) 暴力団組織離脱者の更正支援

暴力団組織からの離脱希望者に対する離脱支援及び離脱者の社会復帰を支援するため「宮城県暴力団離脱者社会復帰支援協議会」及び各都道府県暴力追放運動推進センターとの連携によって、更正をめざす離脱者の支援や就職のための助言、援助等を行う。

- (2) 暴力団露天商の排除

神社・仏閣、市町村及び商工会等が主催する行事、祭典等に対しては、県警察及び関係機関と連携して暴力団露天商の締め出しによって、暴力団組織離脱者が営業する露天商組合の支援活動を行う。

6 事業者援助事業

- (1) 不当要求防止責任者講習の選任促進と講習受講の広報

宮城県公安委員会の委託を受けて実施している「不当要求防止責任者講習」については、企業、行政機関等の不当要求防止責任者の未選任事業所に対し、選任届出と講習会への参加を積極的に広報する。

- (2) 効果的な講習の実施

不当要求防止責任者に対する講習の実施にあたっては、県警察及び民暴委員会の支援のもとに、不当要求等の問題発生時に適切な対応が出来るよう、実効的な講習を実施する。

平成25年度の責任者講習実施計画は、「別表1」のとおりである。

7 救済事業

暴力団員による不法行為の被害者に対し、被害の程度に応じた見舞金を支給し、被害者の救援に努める。

8 研修事業

少年指導委員に対し、県警察少年課との共催により、6月上旬に「少年指導委員研修会」を開催し、少年を暴力団から守る活動に必要な研修を行うとともに、今後の連携強化等について協議する。

第4 表彰

永年にわたり暴力団追放活動に多大な功労のあった団体、個人に対しての全国表彰上申と東北管区警察局長表彰及び暴追センター会長、県警察本部長の連名表彰を行う。

管区表彰、県表彰については、10月中旬に開催する「第23回暴力団追放宮城県民大会」において、その功労を賞揚する。

第5 その他

平成25年度の事業推進計画は、「別表2」のとおりである。

別表 1

平成25年度不当要求防止責任者講習実施計画

1. 対象事業所

業 種	事業所数	実施予定数
鉱・製造業	50	50
建設・不動産業	200	200
電気・運輸業	150	200
卸・小売業	250	300
飲食業	50	100
金融・保険業	150	200
サービス・娯楽業	200	250
行政機関	150	200
合 計	1,200	1,500

2. 実施予定

月 別	回 数
5月	4回
6月	3回
7月	3回
9月	4回
10月	3回
11月	3回
12月	1回
1月	1回
2月	2回
3月	1回
合 計	25回

平成25年度事業推進計画表

	主 要 行 事	暴 力 団 追 放 事 業			そ の 他	
		広 報 啓 発 活 動	暴 力 相 談 事 業	受 託 事 業 等 研 修 事 業 等		
4月		○広報誌「暴排みやぎ」発行 ○「暴排ニュース」発行			○責任者講習準備等	
5月	○監事会計監査 ○東北ブロック暴排センター 連絡協議会総会	○暴排冊子配布 ○「暴排ニュース」発行	○出張相談所開設	○民暴研究会	○責任者講習4回開催 協総会	○各地区・各職域暴対
6月	○平成25年度第1回理事会・ 評議員会	○暴排ポスター作成・配布 ○「暴排ニュース」発行		○少年指導委員研修会	○責任者講習3回開催 協総会	○各地区・各職域暴対 ○県民大会打合せ
7月	○民暴対策岐阜大会	○機関誌「暴排みやぎ」発行 ○「暴排ニュース」発行	○出張相談所開設 ○暴力団離脱者社会復帰支援 協議会総会	○相談委員・講習指導員研修会 (東京)	○責任者講習3回開催 ○県民大会打合せ	○各地区・各職域暴対 協総会
8月		○「暴排ニュース」発行	協総会		○責任者講習準備等	○各地区・各職域暴対
9月	○全国地域安全運動中央大会 (東京)	○「暴排ニュース」発行	○出張相談所開設	○民暴研究会 協総会	○責任者講習4回開催	○各地区・各職域暴対 ○県民大会打合せ
10月	○第23回暴力団追放宮城県民 大会	○「暴排ニュース」発行			○責任者講習3回開催	
11月	○全国暴力追放運動中央大会 (東京) ○民暴対策和歌山大会	○機関誌「暴排みやぎ」発行 ○「暴排ニュース」発行	○出張相談所開設	○民暴研究会	○責任者講習3回開催	
12月		○暴排カレンダー作成・配布 ○「暴排ニュース」発行			○責任者講習1回開催	
1月		○機関誌「暴排みやぎ」発行 ○「暴排ニュース」発行		○民暴研究会	○責任者講習1回開催	
2月	○平成25年度第2回理事会・ 評議員会 ○全国専務理事研修会(東京)	○「暴排ニュース」発行	○出張相談所開設		○責任者講習2回開催	
3月		○「暴排ニュース」発行		○民暴研究会	○責任者講習1回開催	